

「M情報デスク」サポート団体  
 NPO 法人百人の会 救う会大阪  
 秋田美三輪さんを救出する川西市民の会  
 現代撫子倶楽部  
 米国に原爆投下謝罪を求めると  
 日教組の違法行為を追及する市民の会  
 竹島を奪還する会・関西  
 靖国神社に眠る御霊に感謝する会  
 大阪の公教育を考える会、他

# MASUKI INFO, DESK FIGHTING REPORT



No. 158  
 【発行・編集】  
 MASUKI 情報デスク  
 増木直美  
 大阪府豊中市上新田 2-6-25-113  
 TEL 090-3621-1509  
 FAX 06-6835-0974  
 http://mid.parfe.jp/  
 mid@jewel.ocn.ne.jp

# トラ!トラ!トラ! 我奇襲に成功せ!



英霊を被告にして委員会、中村重行代表 (京都北山の神主)

この度の「英霊を被告席に座らせる事」を許さない国民の会「代表を仰せつかった中村重行です。京都北山の四社の小さなお宮さんを宮司として預かっております。高名な方々が沢山おいでのこの会の代表を無名で非力な私ごときが何故引き受けたのか? 私自身が思ったように皆様方も不思議とお思いの事でしょう。私も最初に「補助参加」の件には協力させて頂こうと思いましたが、「代表をやれ」と言われた時には一瞬ちゅうちゅうしました。しかし、次の瞬間「私が代表を引き受けよう」と心が叫びました。これは靖国神社に祭られている英霊の声だと感じたのです。なぜそのように感じたのか? 以前は私も仕事で東京に出て来

昨年安倍総理が靖国を参拝したことで左翼の連中、大阪約900名、東京200名が原告となり、「安倍首相」「国」「靖国神社」を被告にし、首相の参拝差し止めと慰謝料一人一万円を求め東京と大阪で訴訟を起こし、大阪では第一回公判が1月28日に行われた。この話どこかで聞いたことがある。全く同じ裁判が13年前にあった。調べてみると、原告の主たるメンバーはほとんど同じのようだ。ただ、違う点は、13年前は靖国は被告に入っていなかった。今回は靖国も被告なのだ。タブーを犯したというか、一線を越えてしまったというか.....

## 9月20日 東京決起集会 中村重行代表のあいさつ

一般的ではない。「フログ」という言葉もなかったようだ。かろうじてデータだけ残っていた。時の流れを感じる。その間、3年ほど前には高金素梅の靖国に対する狼藉に対し刑事告訴するなど、左翼連中は何かと仕事を作ってくれる。さて、今回の作戦詳細は、同封の案内書を読んでいただくとして、案内書にかき切れない分を「英霊を被告にして委員会」の工口等から引用させていただきます。ところがその英霊の...会の雑務を仰せつかりその作業が追い付かず、混乱の極み。とりあえず片っ端から紹介しよう。

る機会も多く靖国神社に参拝する機会もありました。その頃靖国神社に終身奉賛会会員の制度が有る事を知り入会させて頂きました。入会后、年末には靖国神社のお札と曆が送られて来るようになりました。自宅の庭に「邸内社」を建ててお札を納めてお祭りし、沐浴してお米、お塩、お水をお供えておロウソクを灯してミタマに感謝と護国平安を毎朝祈願しております。その毎日の祈りが靖国のミタマに通じていたのだ、此度、代表としてガンバレルのミタマのご指名と感じました。ミタマの御推挙に応えねばなりません。しかし、イニシエより神主は神さまに崇敬者の感謝や祈願をお伝えする役目を担う「中取り持ち」という役目なのです。この会の代表としての神主の役割を果たすべく明日からまた沐浴し心身を清浄に保ち皆様の願いを靖国の神々にお伝えする本業に精を出しこの会の目的達成を毎朝祈願致します。終わりになりましたが鴻池さま、津川さま、金さま、竹田さま筆頭参加人を快くお引き受け頂ましてありがとうございます。今回の作戦がスタートを切る事ができたのも皆様のいちはやいご参加とご支援があったためだと感謝しております。ありがとうございます。簡単ですが「英霊を被告席に座らせる事」を許さない国民の会「発足に当たり挨拶とさせて頂きます。共に頑張りましょう。ありがとうございます。」

# 安倍首相靖国神社参拝違憲確認請求事件

弁護士 徳永信一

本日の産経新聞朝刊で報道されているように、俳優の津川雅彦氏、評論家の金美麗氏、作家の竹田恒泰氏、藤岡信勝先生、西村幸祐氏らを擁した靖国参拝意見確認訴訟に対する補助参加を申立てました。

首相の靖国参拝について違憲確認訴訟を起こしてこけるのは、いつものことですが、今回は、不埒なことに、靖国神社を被告に加えています(東京では初めてのことです)。

なんと靖国神社による安倍首相の参拝を受け入れる行為が違憲だということから話になりません。第1回は9月22日(月)午後2時からですが、在韓韓国人の原告による韓国語での意見陳述がなされる予定です。彼らは、靖国神社がどこなところかということについての正しい認識さえありません。以前、靖国神社に対し、遺族が英霊の遺骨・位牌を返せと請求してきたことがあります。

靖国神社を崇敬する多数の方々傍聴を求めます。反日勢力の「生の姿」をみるいいチャンスでもあります。

当面、相手方に優勢する1000人の補助参加人を目指します。参加の方法はホームページ「英霊を被告席に座らせることを許さない国民の会」に記載しています。多数の応募をお待ちしています。

第1次参加人(14名:敬称略)

- 津川雅彦 竹田恒泰 金美麗
- 田母神俊雄 松浦芳子 藤岡信勝
- 加瀬英明 小山和伸 湯澤貞

西村幸祐 木上和高 中村重行  
村田香樹 三輪和雄

## 補助参加の申立書

平成26年(ワ)第9825号

安倍首相靖国神社参拝違憲確認等請求事件

原告 関千枝子 外  
被告 靖国神社 外2名

平成26年9月15日  
東京地方裁判所民事6部合議A係 御中

申立人の表示 別紙申立人目録記載のとおり

申立人ら代理人弁護士

高池勝彦

申立人ら代理人弁護士

徳永信一

申立の趣旨

上記原告被告間の頭書事件につき、申立人らは、被告靖国神社を補助するため、訴訟に参加する。

申立の理由

### 1 本件訴訟

上記事件は、首相の靖国神社参拝に反対する政治的信条ないし思想を有す

原告らが、国、安倍晋三及び靖国神社を被告とし、被告安倍晋三及び被告靖国神社に対し、被告安倍晋三の内閣総理大臣としての参拝ないしその受入れを差止め

(請求の趣旨第1項、同第2項)、被告国との間において平成25年12月26日に行われた被告安倍晋三による靖国神社参拝が憲法に違反することの確認を求め(同第3項)、合わせて、同参拝によって各原告が被った信教の自由、宗教的人格及び平和的生存権に対する侵害に係る慰謝料につき、被告らに各自連帯して支払うよう求める(第5項)ものである。

首相の靖国神社参拝により宗教的人格権等を侵害されたことを理由とする訴訟は過去にも提起されており、中曽根康弘首相が昭和60年8月15日に行った靖国神社参拝が違憲であると訴えたもの(東京地裁、大阪地裁、福岡地裁)、小泉純一郎首相が平成13年8月13日等に行った靖国神社参拝が違憲であると訴えたもの(東京、大阪〔2件〕、千葉、愛媛、福岡、那覇)があるが、いずれも法的保護に値する利益の侵害がないとして請求を棄却されている。

本件訴訟は、これまで東京地裁に提訴された同種の訴訟と異なり、宗教法人である靖国神社が被告として訴えられ、首相による神社参拝受入れの差止めと損害賠償金の支払いを求められている。

### 2 申立人ら

本件訴訟において靖国神社の補助参加人となるべく本申立に及んだ申立人らは別紙当事者目録記載のとおりであり、いずれもそれぞれ自らの良心、思想、信条ないし信仰の発露として靖国神社及び同神社に祀られた英霊に対する崇敬と感謝の念を抱いている。

申立人らは、いずれも今日の日本の安寧に成り立っていることを心に刻み、平和と繁栄の礎となった英霊に哀悼と感謝の

誠を捧げ、その徳を顕彰することは、日本の国柄、自然、文化及び歴史、そして国民を愛する者の道徳的責務であると考えている。そして内閣を代表して日本の安全保障を司り、自衛隊の最高指揮監督権を有する首相の立場にある者が折節に靖国神社に参拝することは、過去に靖国神社における祭祀を約して出征を命じた日本政府の代表者としての義務であり、その恒久的実施こそが現在ないし未来の日本国民の安寧と平和的生存を護るうえで不可欠なことだと考えている。

被告安倍晋三首相が挙行した本件靖国参拝は、現に広範な国民からの称賛を受けており、日本国の憲法原則や政治道徳はもとより、普遍的な道徳原理に照らしても非難されるべきものではない。

### 3 靖国神社に対する冒瀆、政教分離、訴権の濫用

→ 本件訴訟による英霊に対する冒瀆と申立人らに対する侮辱  
靖国神社は、戦前、戦後を通じて、わが国における戦没者追悼の中心的施設であり、多くの遺族や国民はそのように考えている。

他方、原告らは、その訴状において、靖国神社を、「国家神道思想に基づき、天皇のために戦没した者を顕彰する施設として、アジア侵略支配戦争を下支えする国家機関であった」とし、被告安倍による靖国神社参拝につき、「戦前に靖国神社が有していた軍国主義の精神的支柱としての役割を現在にも甦らせ、国のために犠牲になることを美化するシステムとしての靖国神社を積極的に利用しようとしている」などと独自の政治的立場ないしイデオロギーに基づき、意図的に行っている、その意義付けのもとに一方的に断罪

している。

そこには、お国のために殉じた英霊に對する一片の敬意も感謝の念もないし、遺族を含む多くの国民が靖國神社と英霊に抱いている尊崇と畏敬の念に對する配慮もない。

靖國神社における英霊祭祀(ブルーノ・ビッテル神父の答申)

占領統治下、マッカーサーからの諮問に對し、駐日ローマ教皇庁・バチカン公使代理のブルーノ・ビッテル神父は靖國神社の存廃について次のように答申した。

「自然の法に基づいて考えると、いかなる国家も、その国家のために死んだ人びとに對して、敬意をはらう権利と義務があるといえる。それは、戦勝国が、敗戦国か問わず、平等な真理でなければならぬ。無名戦士の墓を想起すれば、以上のことは自然に理解出来るはずである。もし、靖國神社を焼き払ったとすれば、その行為は、米軍の歴史にとって不名誉極まる汚点となって残ることであろう。歴史は、そのような行為を理解しないにちがいない。はつきりいつて、靖國神社を焼却する事は、米軍の占領政策と相いれない犯罪行為である。靖國神社が国家神道の中枢で、誤った国家主義の根元であるというなら、排すべきは国家神道という制度であり、靖國神社ではない。我々は、信仰の自由が完全に認められ、神道・仏教・キリスト教・ユダヤ教など、いかなる宗教を信仰するものであろうと、国家のために死んだものは、すべて靖國神社にその霊を祀られるようにすることを、進言するものである」。

ビッテル神父が進言したように、日本という国家がお国のために散華した英霊を靖國神社において篤く祀り、政府を代表し、安全保障を司る内閣総理大臣が靖

國神社を参拝して英霊に敬意を払うことは、いかなる国家にも認められた万国普通の権利であり義務なのである。

政教分離原則と靖國神社参拝

我が国の政教分離原則は国家と教団との過度の関わりを排し、信仰の自由を保護することを目的とする制度的保障であり、その要諦は、異なる宗教・宗派の共存を可能とする宗教的寛容にある(国教を持つイギリスや事実上の国教を擁するスウェーデン、ノルウェー等の北欧諸国においても政教分離の要請を満たしているといわれるのは、その宗教的寛容の達成による)。その点、我が国の神社神道の信仰は、特定の教義教典を持たず、村落共同体の祭祀と簡便な儀礼的所作を中心と据え、他宗教を排せず、多重信仰を容認する多神教的寛容を備えており、本来的に、政教分離の基本理念に抵触するものではないと解することができる。

わが国には戦争で命を落とした英霊を靖國神社において英霊として祀り、慰霊・顕彰することを固く約束していたという歴史的事実がある。多くの英霊が近親者および戦友たちに「靖國で会おう」と言い残して散華していった。

戦後、日本の安全保障を司り、自衛隊の最高指揮監督権限を有する内閣総理大臣が靖國神社に参拝し、過去の戦争に散華した英霊に感謝と敬意を捧げ、その徳を顕彰することは戦前と変わらず天皇を国家と国民統合の象徴として戴く国民国家の義務であり、政治上・人道上の義務であると多くの心ある国民は感じている。

戦死した英雄ないし英霊に對する慰霊・顕彰の儀礼は、万国共通にみられる普遍的なものであり、わが国では、神社や寺院の僧侶においてなされる祖霊・御霊の祭祀は「お盆」の慣習にみられるように

古くからの伝統的習俗に関わるものである。日本の繁栄の根本的理由をこうした信仰にあるとする柳田国男が「少なくとも国のために戦って死んだ若人だけは、何としても之を仏徒の謂う無縁ぼとけの列に、疎外して置くわけには行かない」とするものは多くの日本人の心情に通じている。

前述した政教分離の趣旨と制度目的に照らせば、万国共通の儀礼である戦没者の慰霊・顕彰の儀礼を伝統的習俗ののちとして行うことを排斥するものとはいえない。

訴権の濫用

おもに、自らの宗教的人格権等の主観的権利を侵害されたなどとして、靖國神社を被告として訴訟を提起し、独自の世界観と政治的信条を振りかざして多くの国民の崇敬を集める靖國神社を冒瀆し、英霊を蔑ろにし、靖國神社における儀礼的宗教活動の中心である崇敬者による参拝の受け入れまで差し止めようとする原告らの行為は、まさしく裁判という場を借りてする原告らの思い上がった政治的信条の宣伝と押し売りである。靖國神社に被告席に座ることを強いる無理筋の訴えは、多くの国民には独り善がりの愉快犯による政治的パフォーマンスにしか見えない。それは靖國神社と英霊を崇敬する申立人らの思想・良心・信条・信仰を罵倒する侮辱であり、その暴挙を知った申立人らは、いずれも全身が震えるほどの激しい怒りを感じている。

そして、それはまさしく、「もっぱら相手方当事者を被告の立場に置き、審理に對応することを余儀なくさせることにより、訴訟上又は訴訟外において相手方当事者を困惑させることを目的とし、訴訟が係属、審理していること自体を社会的

に誇示することにより、相手方当事者に對し、有形、無形の不利益・負担若しくは打撃を与えることを目的」とするものであって、その訴えは民事訴訟制度の趣旨に反して訴権を濫用するものであることは明白である。

斯かる不当な訴えは、ただちに却下されるべきである(最終昭和53年7月10日・民集32-5-888、東京高判平成13年1月31日・判タ1080-22)。

靖國神社は、宗教宗派の如何を問わず、人種・国籍・民族の如何を問わず、万人に等しく開かれており、多くの外国人、仏教徒、クリスチャン、その他の信仰を奉じる者、特定の宗教を奉じないものがそれぞれの流儀と所作で参拝している。靖國神社にとって首相の参拝を拒否する理由はない。靖國神社が首相の参拝を受け入れたことを違憲と断じ、その差止めを求める原告らの主張は、靖國神社の存立と宗教的活動の自由を否定するものである。かかる独善的で不寛容な訴えが容認される余地はない。

#### 4 参加の利益

原告らが主張している権利ないし利益について

原告らが主張している信教の自由、宗教的人格権、平和的生存権、その他の人格権は、いずれも個人の人格的生存と密接に結びついた宗教的信条ないし信仰、或いは、戦争のない平和な状態のなかで生活を送ることに関わる主観的利益をいうものと解され、いずれも法の保護に値する法的利益といえるものではないと解され、過去の同種事件では悉く請求が棄却されてきた。しかし、裁判官の恣意によって、原告ら

が主張している権利ないし利益が法的保護に値するものであると解される可能性は絶無ではない。そしてその場合、それが基本的人権に由来する個人の人格的利益に関わるものとされている以上、首相の靖國神社参拝について原告らと異なる思想・信条・信仰を有する申立人らも原告らと同じ権利ないし利益を享受している」と判断されることになる。

㉒ 申立人らの参加利益

ア 申立人らの信教(思想良心)の自由の侵害

原告らは、本件訴状において、被告安倍の本件参拝及び被告靖國新者の本件参拝受入行為は、国の機関として、特定宗教である「靖國神社」と結びつき、国や国の機関の権威をもって、原告らに対して、戦没者を神として祀る「靖國神社」の教義に賛同し、哀悼の誠を捧げ、冥福をお祈りすることを強要するものである等と捉え、もって原告らの信教の自由を侵害するものであると主張している。斯かる独り善がりの主張が、「信仰の自由の保障は、自己の信仰と相容れない信仰をもつ者の信仰に基づく行為に対しても強制や不利益の付与を伴うものでない限り、寛容であることを要請している。」とする最高裁判決(最判昭和57年6月1日・民集42巻5号277頁)の説示に反するものであることは明らかである。

しかしながら、万が一にも裁判所の偏向した恣意が原告らの不寛容な訴えを認め、被告靖國神社による時の首相の靖國神社参拝を将来に渡って差し止め、靖國神社に損害賠償を命じる判決が確定した場合、申立人らの願い、すなわち適切な折節に内閣総理大臣が靖國神社に参拝して英霊に哀悼の誠を捧げることが、英霊の慰霊

と顕彰に絶対的に必要であると考え、その恒久的実施を心の奥底から希求している申立人らの自律的良心に基づく信仰ないし思想信条の自由は、国の機関である司法の権力と権威によって決定的に阻害されることになる。

そのような事態が、申立人ら各自に身悶えするほど耐え難い精神的苦痛を与えることは容易に想像できよう。申立人らは、本件訴訟の結果に対し、各自の良心と信仰に関わる決定的な利害関係を有しているといふべきである。

イ 申立人らの宗教的人格権

原告らが主張する宗教的人格権の概念は、山口地裁昭和54年3月22日判決が説示した「親しい者の死について静謐の中で宗教上の思考を巡らせ、行為をなす権利」として定義付けられたものを基本的にし、これに加え、宗教ないし信仰が取り扱ふ最も私的な事柄である「生」「死」「魂」に関する領域について国家による一切の干渉を受けない権利をいうものとされている。

そうであれば、申立人らにおいても、「親しい者の死について静謐の中で宗教上の思考を巡らせ、行為をなす権利」や「生・死・魂に関する領域について国家による一切の干渉を受けない権利」を内実とする宗教的人格権を有するはずである。

もちろん、かかる権利はその大部分について上記山口地裁判決の上告審である前記最高裁判決が「静謐な思考環境の下で信仰を送るべき利益なるものは、これを直ちに法的利益として認めることはできない」としたことよって否定されている。しかし、同最高裁判決が判例として定着している事実を知りながら、敢えて提起された本件訴訟に対し、万が一にも、その主張に共鳴する政治的信条を有する

裁判官によって原告らの主張を認める判決が下されることを申立人らは懸念している。

仮に、靖國神社による時の首相の参拝の受入れを差し止め、靖國神社に損害賠償金の支払いを命じる判決がなされた場合、靖國神社における英霊祭祀は大混乱を免れない。法務大臣や外務大臣はどうなのか。東京都知事による参拝はどうなのか。国会議員はどうなのか。自衛隊の幹部や隊員による参拝はどうなのか。これまで靖國神社に参拝していた諸外国の大使や首班はどうなのか。と。そして、そうした困惑と混乱こそが、原告らの望んでいるものなのだろうと思われる。

申立人らが有する「親しい者の死について、静謐の中で、宗教上の思考を巡らせ、行為をなす権利」や「生・死・魂に関する領域」である靖國神社に祀られる近親者の英霊の生・死・魂について、その国家との関わりや、歴史上の意味づけについて、宗教上の思考を巡らせ、行為をなす権利は、明らかに侵害され、政治的喧騒とイデオロギー論争のなかに放り投げだされる。もはや静謐は永遠に失われ、靖國神社の存在を非難する周辺諸国による一方的な憎悪言論に晒されることになる。

折角、ビッテル神父がみせた宗教者の良心に基づいて救われた靖國神社における英霊祭祀——あらゆる国家の権利であり義務である普遍的な国家殉難者の慰霊・顕彰——の静謐は、もはや永遠に失われる。

それが申立人らの宗教的人格権なるものの侵害を意味することは明らかであろう。ウ 申立人らの平和的生存権

原告らが主張する「平和的生存権」の概念は、「憲法9条に違反する国の行為、

すなわち戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為等によって、個人の生命、事由が侵害され又は侵害の危機にさらされ、あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるような場合や、憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強制されるような場合には、平和的生存権の主として自由権的な態様の表れとして、裁判所に対し当該違憲行為の差止請求や損害賠償請求等の方法により救済を求めることができる」というものである。

そして原告らは本件参拝及び本件参拝受入行為が戦争の準備行為に当たり、これによって原告らの生命・自由が侵害の危機にさらされ、あるいは現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるに至り、もって平和的生存権が侵害されたのだと主張している。原告らによれば、本件靖國参拝によって韓国、中国、アメリカを含めた国際社会の反撥を招き、近隣諸国との関係を悪化させ、ひいては軍事的な衝突も起こりうる状況となったのだという。

原告らという「平和的生存権」という概念の内容と権利性は甚だ疑問であり、とりわけ日本国憲法前文の「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」として全世界の国民の権利として確認されたものが、なぜ憲法9条とリンクするのは全く不明である。申立人らにおいて原告らの単なる政治的主張に過ぎないものと判断する所以である。

とはいえ、憲法前文にも裁判規範性があるとの極少数の学者が支持する特異な解釈を採り、平和的生存権なるものに実定的権利性を認める解釈を裁判所が採る可

能性は絶無ではない。しかし、その場合は、憲法前文が「全世界の国民の権利」としていることや、ほぼ同一の表現が国連憲章（それは集団的安全保障を基調としながらも、その体制が確立されるまでは、個別的自衛権や集団的自衛権による国防を認めている。）にあることに照らし、「平和的環境のなかで人々が安全かつ自由に生存し、人間の尊厳を損なわれることなく生活することを求める権利」であり、平和的環境を破壊する戦争を抑止・回避するために必要かつ有効な政策をとる事を国家に求める権利として捉えられるべきものである。

現在、わが国は、俄かに軍事大国となり覇権主義と領土的野心を隠さない中国の人民解放軍の「海洋強国」政策による軍事衝突の危機に晒されている。東シナ海にある尖閣諸島周辺における中国の軍事的プレゼンスの拡大と挑発は、南シナ海におけるフィリピン、ベトナム、インドネシア、マレーシアとの対立を招いている海洋軍事膨張路線の一環である。南シナ海におけるスプラトリー諸島の軍事的占領をめぐって中国と対立するフィリピンは、かつて撤退した米軍を22年振りに基地に呼び戻し、パラセル諸島の領有をめぐる中国と対立するベトナムでは中国の高圧的姿勢に対する反撥と侵略の懸念から反中抗議デモが頻発拡大している。アジアにおける軍事衝突の危機は、本件靖国参拝によって引き起こされたものではない。専ら中国が引き起こしているのである。

本年7月1日、第二次安倍内閣は集団的自衛権行使容認を閣議決定した。同決定は、アメリカ、オーストラリア、インド、ASEAN諸国の歓迎するところとなり、EU諸国においても支持されている。中

国による軍事的衝突を抑止し、戦争に至る道を回避するための現実的選択であるとの評価が国際的に定着しつつある。

本件参拝行為及び本件参拝受入行為によって原告らの平和的生存権が侵害されたという原告らの主張は、原告らの誤った国際情勢認識に基づくものであり、全く非現実的なものである証拠である。逆に、自衛隊の自衛隊の最高指揮監督権限を有する内閣総理大臣が靖国神社に参拝せずお国のために散華した英霊を放置するのであれば、却って、日本の自衛力を軽んじてなされる中国の冒険主義的挑発を誘発するであろう。その意味において本件参拝及び本件参拝受入行為は、中国による軍事衝突を抑止するものであるといふべきであり、中国の軍事的脅威と対峙する日本とアジア諸国の国民の平和的生存権の擁護に資する行為といふべきである。

裏返せば、万が一、裁判官の恣意により、原告らの請求が認められ、安倍首相による靖国参拝を日本の国家機関である司法が制止するという事態が生じた場合、わが国は国に殉じた英霊の扱いを粗末しており、個別的自衛権を行使して中国と事を構える覚悟がないとの心証を中国に与えることになり兼ねず、中国による軍事的衝突ないし侵略を受けるおそれを高めるという結論が導かれる。

すなわち、原告らが主張する平和的生存権に基づく請求が認容されれば、申立人らを含む日本国民の安寧と平和的生存権が侵害されるという背理が存するのである。申立人らは、本件訴訟を放置できない死活的利益を有することが理解されよう。

⑧ 本件訴訟の結果と参加の利益

原告らが主張する信仰の自由、宗教的

人格権、平和的生存権なるものは、申立人らも等しく享有するはずである。本件訴訟の結果は、申立人らが有する宗教的人格権等に対し、重大な影響を与えることは余りにも明らかである（しかも、本件受入行為差止めによる権利侵害の程度は、被告安倍の本件参拝行為による侵害の比ではない）。

それらの主観的権利ないし利益が、およそ法的保護に値しないものであるのであれば、直ちに本件訴訟を却下ないし棄却すべきである。原告らの宗教的人格権等が法的保護に値しうるといのであれば、申立人らが本件訴訟に参加する権利を認めなければならぬ。その場合、原告らの請求が認められるか否かは、靖国神社による本件参拝受入行為の違憲性ないし違法性の有無によって決することになるが、それが合憲であり違法ではないと確信する申立人らに対し、本訴において、これを争う機会を保障すべきである（憲法32条、憲法14条）。

申立人らは、裁判所において申立人らの前記信仰の自由、宗教的人格権及び平和的生存権に係る参加の利益が否定され、本件補助参加の申立てが却下されることを切望している。それは同時に原告らによる本件訴訟の却下ないし棄却がなされることを意味するからである。裁判所において原告らの宗教的人格権等の利益が法的保護に値すると判断するのであれば、申立人らは、被告靖国神社による本件参拝受入行為の違憲・違法性を独立の当事者として最期の最期まで徹底的に争う所存である。

## 意見の要約

平成26年（ワ）第9825号  
安倍首相靖国参拝違憲確認等請求事件  
原告 関千枝子 外272名  
被告 安倍晋三 外2名  
補助参加申立人 中村重行 外14名

平成26年9月25日

東京地方裁判所民事6部合議A係 御中

補助参加申立人ら訴訟代理人

弁護士 徳 永 信 一

申立人らは頭書事件の第1回口頭弁論期日において原告らの長時間に渡る意見陳述に引き続き、要旨意見を陳述する予定をしていたが、裁判所の些か公平に悖る訴訟指揮によってその機会を逸した。そのことを記録に止めるべく、本書を提出し、次回期日における意見陳述の機会に備えることとする。

記

→ 今回、補助参加を申し立てた申立人の方々は、わたしたちの靖国神社を被告とする、この訴訟が提起されたことに対して強い怒りを、そして生涯続くことにならぬ静かな哀しみと憐れみを抱いています。そしてそのことが申立人らを今回の補助参加という義挙に駆り立てた理由です。

② 代理人を含め、わたしたちには、原告の方々がなぜ、靖国神社を被告席に座らせるような暴挙に踏み切ったのかを理解することができません。訴状の内容（在韓原告の意見陳述を併せ、それは原告ら独自の歴史観が織りなす奇形の靖国神社観であり、そのカルト的教説ともいふべきイデオロギー過剰の「意味づけ」には、

多くの国民が違和感を覚え、その独り善がりにより首を傾げることでしよう。)を吟味しても、靖國神社を被告にする理由はさっぱりわかりませんでした。靖國神社は、単に、首相である安倍晋三の参拝を受け入れただけです。お参りに来られる崇敬者の受入れは、宗教法人である靖國神社がなすべき本来的な儀礼であり、その宗教的活動の中心です。靖國神社が安倍総理の参拝受入れに「人払い」等の特別扱いをしたことを云々していますが、これも国家を代表する人物を迎え入れる側が配慮すべき当然の社会的儀礼の範囲のことです。これをもって不法行為への積極的加担の証拠とは恐れ入ります。

〇 思い起こせば、13年前、当時の小泉首相が靖國神社に参拝したときにも、この東京地裁に数百人単位の原告を擁する違憲訴訟が提起されました。その請求は、参拝差止め、損害賠償、違憲確認でした。今回の裁判の請求と同じです。そして原告全員が完全敗訴の結果に終わりましたが、そのときも靖國神社は被告にされていませんでした。わたしたちと異なる信条を有する原告の方々に裁判をするなどはいけません。どうぞ日本国が誇る自由と人権を享受して下さい。しかし共存に必要な儀礼は守るべきです。首相参拝の違憲をアピールすることが目的であれば、靖國神社に対する裁判は不要ではありませんか。靖國神社を被告に加える目的は、靖國神社を被告席に座らせ、さらし者にして辱め、自らの偏った政治信条を宣伝することを目的にする不当なものであるといわざるをえません。

△ 訴状によれば、原告の方々は、「宗教的人格権」と「平和的生存権」というも

のを被侵害利益の中心に置いておられるようです。「宗教的人格権」なるものは、既に山口県自衛官合祀違憲訴訟における最高裁の大法廷判決においても、数々の小泉参拝訴訟においても、その権利性は完全に否定されています。それは信仰や思想信条といった個人個人の「内面」や「内心のあり方」に関わるものですが、同時に他者の信仰や信条に基づく行為の排斥や禁止を要請するものだからです。首相が靖國神社に参拝し、英霊に敬意を捧げることを中心から願ってやまない申立人らの内面の静穏が、すなわち、申立人らの「宗教的人格権」が、この裁判の提起によってどれほど掻き乱されているかを想像してみてください。「宗教的人格権」を前面に押し立てるこの裁判は、政教分離原則が求めている宗教的寛容の原則に自ら反する不寛容で独善的裁判なのだとはいわざるをえません。

〇 今回の裁判が小泉参拝訴訟と違っているのは、「平和的生存権」なる権利が押し立てられていることです。それは日本国憲法の前文に「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」とあることを根拠とするものですが、それを護ることこそは、全世界にある国家の存在理由であり、基本的役割です。内閣総理大臣は、わが国を他国の侵略から護る自衛隊の最高司令官です。その総理大臣が護国のために散華した英霊に敬意を捧げないようであれば、誰が命懸けで国を護るでしょうか。虎視眈々と侵略の機会を窺っている外国の軍隊からは、最高司令官が英霊に敬意を示さない自衛隊はどのように映るでしょうか。私たちは、戦争の勃発を「抑止」し、私た

ち日本国民の「平和的生存権」を護るためにも総理が靖國神社に参拝することが絶対的に必要だと確信しています。

ところが原告の方々は、首相の靖國神社参拝を「戦争の準備行為」だと決めつけて揶揄しています。私たちには愚かな政治的妄想だとはか見えない主張ですが、その正しさを訴えるのであれば、世論の喚起や国会を中心とする政治部門の民主的過程においてなすべきであり、司法権力を有する裁判官に訴えるというのは御門違いです。過去の事実や文脈を無視した独善的歴史観を法廷で滔々と披瀝するのも詮ないことです。訴状では、いかにも国民の多数やアジア諸国がこぞ靖國参拝を非難しているかのような情報操作に努めています。中・韓・北朝鮮を除くアジア諸国、そして日本人の大多数が靖國神社参拝の意義を理解し歓迎しています。

〇 今回の補助参加の申立人らは、いずれも靖國神社を崇敬し、英霊への感謝と敬意を自らのアイデンティティの中心に置く方々です。理不尽な理由をもって、靖國神社を被告席に座らせるこの裁判は、私たち日本人の怒りと憎しみをかきたてるハイトクライムそのものです。繰り返すしにりますが、私たちには、なぜ、この裁判によって、わたしたちの靖國神社が被告席に座ることを強いられるかが分かりません。それは、単なる悪ふざけなのか。それとも、靖國神社を大切に思う日本人に対する嘲笑と挑戦なのか。はまだ、誤った怒りによる感情的暴発なのか。わたしたちには、さっぱりわかりません。そして理不尽な訴えによってわたしたちの国民としてのアイデンティティを汚す行為を見逃すことはできません。

そしてこの裁判、すなわち、安倍晋三靖國神社参拝違憲訴訟の裁判の「真摯性」を疑わせるものです。

申立人らは、今回の靖國神社に対する訴えが、靖國神社を崇敬し、英霊の静謐と安寧を大切に思っている日本人の全てに対する侮辱であり、揶揄であり、嘲笑であり、正面からの攻撃であり、そして「訴権の濫用」であることを訴えます。原告らは、その過ちに気付かず、直ちに靖國神社に対する訴訟を取り下げるべきです。それがなされない場合、裁判所は、速やかに、これを却下すべきです。

△ 最後に、第1回口頭弁論期日における原告らの意見陳述等を踏まえ、前述してきた靖國神社に対する請求だけでなく、国及び安倍晋三に対する請求を含む今回の訴え全体についても真摯性に対する疑問があることについて付言します。わたしたちは、原告らの意見陳述等を聞いていて、敢えて敗訴必至の訴訟を提起する原告らの目的がどこにあるかについて理解するところがありました。原告らが称揚してやまない傍論違憲判断の獲得です。訴状において繰り返し言及されていた小泉参拝訴訟における福岡地裁亀川清長裁判長判決、大阪高裁大谷正治裁判長判決がそれです。いずれも「宗教的人格権」等の権利性を否定し、原告らを敗訴させた判決でしたが、敢えて傍論として違憲判断を行ったものです。結論と理由が齟齬するという意味で「振れ判決」といわれ、不要だという意味で「蛇足判決」といわれますが、傍論での憲法判断は、司法権の行使とはいえず、判例としての先例性も拘束性もありません。司法の違憲判断が続いているという原告らの宣伝は明白な誤りです。そればかりか、具体的

事件の解決を離れて不要な憲法判断をおこなったという点でブランドイスルール第4準則及び第7準則に違反するもので

ブランドイスの憲法判断回避ルールは米  
国流の付随違憲審査制を採る我が国にお  
いても妥当する法理であることは選挙無  
効請求事件に係る最高裁判平成26年7月  
9日決定の千葉勝美裁判官捕提意見が前  
提としているところ(戊第1号証)。

なお、同意見は、「このような処理(代  
理人注:傍論での違憲判断)は、上訴審  
による審査を受ける余地のない形で下級  
審において憲法判断がされるといふ点で  
も、違憲立法審査権の行使の在り方とし  
てその当否が問題となるものといえよ  
う。」と述べています。これに違反し  
てなされた違憲判断は、司法権の逸脱で  
あり、判決という公権力行使の場を借り  
てする裁判官の個人的信条の宣伝でしか  
ありません。

そして、特に留意すべきことは、このよ  
うな違憲判断が最高裁によって否定され  
ることなく残っているのは、敗訴した側  
の上告権放棄による結果だということだ  
す。憲法81条が最高裁判所に憲法解釈  
権限を賦与した趣旨を併せ考へるとき、  
下級審による傍論の憲法判断である亀川  
判決や大谷判決が、あたかも違憲判例で  
あるかのごとく政治利用されている状況  
は、まさしく憲法が忌避する事態といえ  
ましよう。

請求棄却の判決における傍論の違憲判断  
を事実的勝訴だと宣伝し、敢えて最高裁  
に上告しなかったために生き残っている  
「蛇足」の「振れ違憲判断」。これを称  
揚する原告らの本件訴訟において求めて  
いる目的が適法な司法判断による紛争解  
決ではなく、それを逸脱した違法な傍論

による違憲判断の獲得による政治宣伝に  
あることは明らかです(なお、念の為、  
違憲判断はあっても合憲判断はないとい  
う主張が間違っていることについては、  
小泉参拝を「純然たる私的行為」だと断  
じた東京高裁判平成17年9月29日判決  
は明確な合憲判断であり、最高裁でも是  
認されていることを指摘しておきます)。  
本件訴訟の目的が不当なものであって  
「真摯性」を欠くことは益々もって明ら  
かです。それはまさしく「訴権の濫用」  
であり、直ちに却下されるべき違法な訴  
えなのです。

### 意見の要旨の補充訂正 平成26年9月30日

平成26年9月25日付け「意見の要  
旨」の第7項には、千葉勝美裁判官によ  
る補足意見に言及したくだけりがあるが、  
「補足」とすべきところを「捕捉」とした  
誤記があったのでこれを訂正し、引用し  
た戊第1号証(最高裁判所第2小法廷平  
成26年7月9日決定)を添付する。

併せて、亀川判決(福岡地判平成16  
年4月7日)の3日後の毎日新聞には元  
論説委員・岩見隆男氏の『粗雑すぎる靖  
国・違憲判決』と題する論文が掲載され、  
「判決を読んで異様な感じに襲われたの  
は、首相参拝が<宗教的活動>かどうか  
の核心部分で、裁判官が示した判断の粗  
雑さと政治的文言の数々である」とする  
厳しい批判が展開されている。同氏は「戦  
争を引きずる深刻な難題に、戦後生まれ  
の一裁判官が気負って軽々しい憲法判断  
を下す。手をたたくのは、靖国問題を外  
交カードに使う中国と韓国だ。司法の本  
領は冷静さではなかったか」と結ばれて

いることを指摘しておく。  
なお、毎日新聞に掲載された上記論文は、  
追って、他の証拠と併せて戊第2号証と  
して提出する予定である。

### 遺族の声

H26-9-17  
堺市 市議会議員 水ノ上成彰

陳述書

大東亜戦争はアメリカによる禁輸政策  
欧米人による有色人種に対する人種差別  
の中で自衛の為の戦争であり、またイ  
ンド、インドネシアをはじめ、ほとん  
どアジアの国々が欧米列強の植民地とし  
て塗炭の苦しみ味わう中、アジアを欧  
米列強から解放する為のアジア解放戦争  
でもあった。

私の二人の祖父水ノ上常一、鎌苅佐一  
は大東亜戦争においてフィリピンでアメ  
リカ軍と戦い戦死しているが、祖国防衛  
のため、またアジア解放の為銃を持って  
戦ったと信じる。決してアジアを侵略す  
る為に戦ったのではない。

マッカーサー自身も戦後日本の戦争は自  
衛の為であったと述べている。  
二人の祖父は現在共に誇り高く靖国神社  
に祭られており、我々遺族の誇りでもあ  
る。

このように、国家存亡の戦いにおいて命  
を捧げた者に対して一国の代表者が感謝  
と哀悼の念を持って参拝するのは世界中  
の国家において当たり前のことである。

この度、安倍首相の靖国参拝に対して

訴訟が行われるが、その要諦は先の戦争  
が侵略戦争と断定し、私の二人の祖父も  
含めた200万以上の英霊を侵略者呼ば  
わりすることであり、我々遺族の心を深  
く傷つける行為であり、決して許される  
ことではない。

H26-9-15  
宝塚市 今倉辰則

先の大戦で戦死した英霊の中には私の  
母方の親族がおりまして、靖国神社に祀  
られております。会いに行ける場所は靖  
国以外には御座いません。

私はこの度の安倍内閣総理大臣が昨年  
靖国神社に参拝して頂いた事を大変涙が  
滲む程に感謝致しました。その理由とし  
ましては今の平和を築いてくださった英  
霊に対して、国のトップが参拝されたか  
らであらうと思っております。  
めったにありませんが、正直内容を拝  
読したときに驚きと悔しさと悲しみに  
活動しました。私自身遺族が命懸けで日  
国を守り、今の平和があると考えられる私  
にしては内閣の責任を問うべきであると思  
います。また、戦後70年経過後の歴史を  
正しく教えるべきであるという議論の金  
容に私共遺族を代表する野田恒泰様、藤岡信勝先  
生、空母、佐村孝次氏、木村敏雄氏を靖国参拝意見  
書に確認させていただき、御座います。

### 安倍首相靖国神社参拝

首相の靖国参拝について違憲確認訴訟  
の原告であるのは、いつものことだ  
と、石塚は、筆致なことに、靖国神社を  
被告に加えています(東京では初めての  
教分離ではない)。訴えの利益なし  
英霊に対する靖国神社参拝は、靖国参拝  
有の権限を執る行為が違憲違法であり、  
から話になりません。第1回は9月22  
日(月)午後2時からですが、在韓韓国  
人の原告による韓国語での意見陳述がな

この度、安倍首相の靖国参拝に対して

# アンコールワットの日本国援助表 記の修復 宝塚市 館 健治

兵庫県在住、館健治氏がアンコールワットを旅された。そうすると、日本の援助表記の国旗部分が損傷していたのだ。氏は帰るや否や.....

アンコールプロジェクト研究室 (USA 広報) 御中

略.....私は宝塚在住の館 健治と申します.....略.....先週カンボジアのアンコールワットに観光で行きましたが添付画像のように、日本国政府の援助を表記しているパネルが破損していました。

見た限りでは何者かによって意図的に破損させられているようにも見受けられました。破損した状態では、あまり見良い物ではありません。

ドイツ、イタリア、インド他、他国の援助表記パネルは何等損傷していないのに、日本の援助表記の国旗部分だけが破損しています。早急に補修して戴きたくご連絡申し上げます。よろしく、お願い致します。

From: JSA 日本国政府アンコール遺跡救済チーム

To: 館 健治

標識破損のご連絡を頂きまして誠にありがとうございました。

お送りいただきましたお写真の破損箇所に関しまして、現地側に、至急修理の手配をするよう依頼致しました。

高温多湿等の厳しい気象条件により、カンボジアでは建材の劣化が早く、予期せぬ破損が生じる可能性があり、この度の破損に関しては、当団体に於ける整備不十分でありましたこと、誠に申し訳ござ

いませんでした。

今後は、JSA-JASA にて修復を手がけてきたエリアにおいて、きちんとした環境整備に努めて参る次第でございます。

この度は、ご連絡を頂きまして誠にありがとうございました。深く御礼申し上げます。今後とも、JSA-JASA を何卒よろしくお願い申し上げます。

先日お問い合わせを頂きましたアンコールワット内の標識破損の件に関しまして、カンボジア現地側より修復完了の連絡がございましたので、お知らせいたします。.....略.....

右：破損パネル。左：修復後



## 編集後記

今月もいろいろな記事がいっぱいある。宝塚市が全国のトップを切って可決した従軍慰安婦の決議を、また全国のトップに撤回の決議を出そうとしている。私の陳情が功を奏したと勝手に気に入っている。

## 活動資金の協力をお願い

【支援等(口座)】  
郵便振替 0000008245947 MASUKI情報デスク  
三豊実業株式会社 支店 044349 普通 増本 大

先ずは、平素より私どもの活動に力強いご支援を賜り心から御礼申し上げます。このレポートにもありますように、私どもは子供達に誇りある国を残すため、日々命がけで戦っています。ところが問題は活動資金。今まで以上にがんばります。何卒資金の協力を伏してお願ひ申し上げます。

※ この、M情報機関紙は新聞の形態をとっていますが、「活動の報告書」です。特に「購読料」は設定していません。カンパをよろしく願ひいたします。

- カンパ金の主な使途は下記団体の、  
・ 活動の資料等の発送費・道路、公園

## 原稿・同封資料の募集について

弊会『M情報活動報告』は現在のごとく毎月全国約5千(目標1万)部発送しております。掲載ご希望の論文、情報等ございましたらごんごん表記事務所まで

## 諸情報のメール配信について

『M情報』では、日々、全国各地の仲間から、または情報収集の専門家から情報を送られてきます。それをメールで転送します。内容はごみりも詳しく多様。『量が多過ぎる』お叱りを受けかねません。

ところがだれとなく言い出した「やろうぜー! 靖国を訴えるなんて、天罰も恐れない連中め。ほっておけない。」と始めた「英霊を被告にして委員会」。雑用を一手に引き受けた。弁護士の高邁な申立書。意見書。せひとも読んでいただきたいので、今月分は「英霊裁判特集」!

使用申請料・交通費、通信費・資料、CD等の制作費・備品購入費等

- M情報がサポートしている主な団体
- ・ NPO 法人 百人の会
- ・ 救う会 大阪
- ・ 秋田美輪さんを救出する川西市市民の会
- ・ 米国に原爆投下謝罪を求めると
- ・ スパイ防止法の制定を求めると
- ・ 日教組の違法行為を追及する会
- ・ 竹島を奪還する会・関西
- ・ 靖国神社に眠る御霊に感謝する会
- ・ 大阪の公教育を考える会、他

◇ 前記口座、または同封の郵便振替にてご協力ください。

お送りください。また、弊紙は郵メールで発送しています。重さ制限は50gです。また余裕がございますので、資料等の同封が可能です。ご相談ください。

ですが、試しに一度受信してみませんか。ご不要でしたら即停止いたします。要領は次のアドレスに「メール希望」と空メールを(発信名義「NPO 法人百人の会」)。  
h100prs@oregano.ocn.ne.jp